

EY CSRD バロメーター 2025

CSRD報告のベースラインの確立:
CSRDに準拠したサステナビリティ報告の
初度適用分析

2025年6月



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.

EY

Shape the future
with confidence



内容

1.変化のドライバーとしての開示の透明性の確立	03
2.エグゼクティブサマリー	05
3.主な考察	08
3.1 全般分析	08
3.2 ESRS 2により要求される全般的開示事項	11
3.3 トピック別基準(E1、S1、G1)の詳細分析	16
4.サステナビリティ報告の保証	27
5.適用されたアプローチとメソドロジー	29
お問い合わせ窓口	

免責事項

CSRDパロメーター2025で使用されている評価基準は、ESRSと欧州委員会のテクニカルアドバイザーである欧洲財務報告諮問委員会(EFRAG)のサステナビリティ報告委員会から入手可能な(権威のない)実施ガイダンスに基づいています。

この出版物は、企業のサステナビリティ報告実務への包括的な見解を提供することを目的とするものではなく、ESRSの理解と適用を促進するための本質的因素に対する洞察を提供することを意図したものです。

また、EYおよびそのメンバー企業は、本出版物の内容、正確性、または(ハイパーリンクまたはその他の方法で)リンクされているか、または本書で言及されている第三者のWebサイトのセキュリティについていかなる責任も負いません。

本資料は、一般的な情報および教育目的のためにのみ作成されたものであり、会計、税務、法律、またはその他の専門的な助言アドバイスの提供を目的とするものではなく、またこれに依拠することはできません。

具体的なアドバイスについては、ご担当のアドバイザーにご相談ください。また、本報告書の内容は作成時点の状況に基づくものであることをご理解ください。

1

変化のドライバーとしての開示の透明性の確立

ESRSとCSRDの違い

企業のサステナビリティに関する情報開示は、投資家、サプライヤー、消費者だけでなく、非政府組織(NGO)を含むより広い一般の人々に対しても重要な役割を果たします。投資の選択、消費者行動あるいは環境や人々に影響を及ぼす他の行動インパクトを与えるその他の対応に関して、十分な情報に基づいた意思決定を可能にします。提供されるサステナビリティ情報の例としては、企業の温室効果ガス(GHG)排出量、気候変動の緩和と適応の目標、企業の移行戦略(例えば気候移行計画)、ガバナンス慣行、人材施策およびデュー・ディリジェンス手法などが挙げられます。

これまでこれらの報告書の利用者は、信頼性が高く比較可能な企業のサステナビリティ情報を入手することがしばしば困難でした。また、入手できたとしても、多くの場合、企業間の比較が困難でした。

(一部適用済となった)企業サステナビリティ報告指令(CSRD)と欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の導入は、欧州グリーン・ディールの一環として、産業の脱炭素化への取り組みと持続可能な成長への投資を増やし、2050年までに最初のカーボン・ニュートラルな大陸になるという包括的な野心に基づく欧州連合(EU)の新たな時代の到来を示しています。外部保証の対象となるESG(環境、社会、ガバナンス)トピックに関する包括的な報告フレームワークを提供し、ESG関連情報の要求事項を明確化しています。

CSRDは、EUおよびその他の欧州経済領域(EEA)加盟国に対して、大規模上場企業に対してESRSに準拠したサステナビリティ報告書の作成を2024会計年度以降義務付けたため、CSRDに準拠した最初の報告書は2025年初頭に公表されました。

2025年3月28日までに報告書が公表され、CSRDパロメーターの分析の対象となった初度適用企業200社はWave1による制度報告の対象となった企業以外も含め、広範囲に渡っています。分析対象には、EU、EEA、およびEU域外に本社を置く企業を含めており、したがって、ESRSに基づく義務的な報告と自主的な報告の両方が含まれています。全体的な結論として、企業はCSRDに準拠し、外部保証されたサステナビリティ報告書を発行するためのベースラインを確立するために多大な労力を費やしてきたと言えます。報告書はデータに基づいており、ESRSへの準拠を示すために非常にテクニカルな方法で作成され、多くの場合、ストーリーテリングは年次報告書の冒頭部分に集約されています。報告書は、企業のサステナビリティ戦略、行動、そしてサイレントステークホルダーである母なる自然への望ましいインパクトについて、有意義なコミュニケーションを追求するというよりも、法令順守目的のためのもののように見受けられます。いずれにしても、変化とインパクトをもたらすための開示の透明性は明確に調和のとれた方法でもたらされました。2024年の報告書は、今後のCSRD報告実務の継続的進化のベースラインを確立したと言えます。

CSRDパロメーターの目的

このCSRDパロメーターは、200社を分析対象として2024年度に公表されたCSRDに準拠した報告書における共通点と他とは異なる特徴、企業固有の開示、ダブルマテリアリティ評価(DMA Double Materiality Assessment)に関する事実パターン、およびセクター別の傾向を特定することを目的としています。本稿は、ESRSに従って作成されたサステナビリティ報告の分析結果と(潜在的な)ビジネスへの影響の評価を提供するとともにサステナビリティ報告書の利用者としてのデータ収集における課題についても考察しています。また、DMAから生じるサステナビリティ関連事項に加え、一般的な開示事項に関する開示実務について考察しています。さらにESRS E1「気候変動」、S1「自社の従業員」およびG1「企業行動」の報告実務の適用について詳細な分析を行い、開示実務における他とは異なる特徴の特定を行っています。

報告実務を分析するために、本報告書全体を通じて特定の傾向に対する企業の平均パフォーマンスを複数の観点で算出しています。この目的のために単純平均が一貫して採用されています。

分析対象に含まれる企業はサステナブル産業分類システム®(SICS®)に基づいてセクター別に分類されており、詳細は第5章で説明されています。

表1:SICSセクターおよびセクターの略語

SICSセクター	略語
消費財	CG
採掘及び鉱物加工	EM
食品及び飲料	FB
金融	FS
医療	HC
インフラ	IS
再生可能資源及び代替エネルギー	RR
資源加工	RT
サービス	SC
技術及び通信	TC
輸送	TP

エグゼクティブサマリー

CSRD の初度適用は、報告企業のサステナビリティ報告を新たなレベルへ引き上げました。分析対象となった企業のほとんどは自主的に比較情報を(部分的に)開示しており、それについてもおよそ4分の1が保証を受けています。ベンチマークの機会となる比較情報の開示には制約もあるものの、ESRSに基づく報告の新たなベースラインが確立されたという効果がもたらされます。このベースラインと企業の戦略的な野心によって、企業のサステナビリティ変革プロセスの方向性が定まります。そのため、今回の CSRD バローメーターでは、DMA に準拠した目標設定と最も重要な KPI に焦点を当てました。主なポイントは、以下のとおりです。

サステナビリティ報告書の明確な構成、および ESRS のトピックおよびサブトピックとの関連性

分析対象となった企業の中で優れたサステナビリティ報告においては、サステナビリティ報告書の冒頭において、ESRS 1 付録 F の必ずしも従う必要のない例示的な構成に沿って(95% の企業がそのまま採用、5% が別の構成を採用)、その構成を明確に説明しています。CSRD を国内法に組み込んだ EU/EEA 加盟国に所在する企業は、サステナビリティ報告をマネジメントレポートにおいて独立したパートを設けて開示しており、それ以外の国に所在する企業では、この点について逸脱が見られます。

これらの報告書は、通常、開示要求事項(DR)について統一したラベル付けを採用しており、サステナビリティ報告書に不慣れな読者にも理解しやすく、経験豊富なステークホルダーにとっても透明性と比較可能性が高まっています。参照による引用は99% の企業で採用され(一部は統合報告を行う意図で)、内容の重複を回避するための有用な方法となっています。SBM-1 および GOV-1 から 4 について参照が最も多く見られました。ただし、企業は報告情報の一貫性を念頭に置き、参照による引用が報告書の読みやすさに影響を与えないよう配慮する必要があります。

全般的開示事項(ESRS 2)

ほとんどの企業で、サステナビリティ戦略を企業全体のビジネスのビジョン、戦略、またはモデルに統合しています。また、88% がサステナビリティ報告にバリューチェーンの説明を記載していますが、12% はまったく触れていません。すべての企業がステークホルダー・エンゲージメントについて報告しており、その主な表示方法は、文章と表の組み合わせ(48%)でした。さらに、81% の企業が経過措置(段階的導入)を利用して特定の開示要求事項を省略しており、68% が適用初年度から数年にわたり段階的に導入する経過措置を利用しています。

分析対象となった報告書における DMA プロセスの説明は、ESRS 2 IRO-1 に整合しており、企業のプロセスが分かりやすい形で記載されています。しかしながら、開示の長さは、DMA プロセスの質や分かりやすさとは相関関係がありません。ほとんどの企業(84%)で、企業固有の状況に照らし詳細に説明し、32% の企業がプロセスを視覚的に表現しています。DMA の結果はさまざまな方法で示されており、過半数の 51% は表形式を採用しています。

最低開示項目(MDR)に関する報告は、集約の仕方がさまざまです。20% の企業では、方針(MDR-P)について、トピック別基準のセクションではなく集約ベースで記載しています。行動、指標及び目標に関する MDR は、重要性があるトピック別基準のセクション内で報告されていますが、報告の粒度はトピックレベルからサブトピックレベル、サブ・サブトピックレベルまで、さまざまです。

報告されたサステナビリティ事項

ESRS S1「自社の従業員」(100%)、E1「気候変動」(99.5%)、G1「企業行動」(95%)は、分析対象となった企業の中で最も多く報告された重要性があるトピックであり、S2「バリューチェーンにおける労働者」(78%)およびS4「消費者およびエンドユーザー」(69%)がそれに続きます。一方、S3「影響を受けるコミュニティ」(39%)は、DMAに基づいて企業が重要性が最も低いと特定したトピックです。

重要性があるトピックと、サブトピックへの分類に関しては、以下のような顕著な点があります。

- ESRS E2「生物および食糧資源の汚染」は、200社のうち1社しか報告していない、最も報告の少ないサブトピックです。
- ESRS E3「海洋資源」は、200社のうち3社しか報告していない、2番目に報告の少ないサブトピックです。
- ESRS G1「動物福祉」は、3番目に報告の少ないサブトピックであり、200社のうち11社しか報告していません。

セクター別に見ると、金融、サービス、技術及び通信の各セクターが、重要性があるトピックとして分類したトピックの数が最も少いことは注目に値します。他方、消費財、食品及び飲料、再生可能資源及び代替エネルギーの各セクターは、ほとんどのトピックを重要性があると識別しています。ただし、報告の長さは、重要性があると識別されたトピックの数との相関関係はありません。

重要性があるとみなされた企業固有のトピックは、20%の企業しか識別していませんが、最も多く報告されたトピックは、サイバーセキュリティ、データプライバシー、マネーロンダリング、および税務の透明性でした。

最もよく重要性があるとあげられたトピック別基準（ESRS E1、S1、G1）からの洞察

ESRS E1「気候変動」を詳しく見ることで、移行計画を分析することができます。大多数の企業（全セクターの約80%）が気候移行計画を開示しており、インフラセクターが92%と最も開示率が高く、サービスセクターは43%と最も低くなっています。ただし、これらの開示は必ずしもESRSで想定されているすべての要素をカバーしているわけではありません。例えば、目標がパリ協定の「地球温暖化を1.5°C以内に抑える」目標と一致しているかについてや、移行計画の財務的影響に関する情報などが含まれていない場合があります。報告企業のほとんどは、移行計画の基準年を2019年と設定しています。75社がスコープ1、2、3について異なる基準年度を開示していましたが、その他の企業はすべてのスコープについて同じ基準年度を使用しています。

ほとんどのセクターは、報告したスコープ3のGHG原単位について典型的なパターンを示しており、大半の企業の値はセクターの平均値付近に分布し、異常に高い数値を開示した企業はごくわずかでした。

ネット・ゼロに関しては、目標年度は主に2040年から2050年と報告されており、20%の企業はネット・ゼロ目標を設定せずに移行計画を開示しています。

ESRS S1「自社の従業員」に関する企業の開示状況の分析では、サブトピックレベルでは「労働条件」および「すべての従業員の平等な待遇と機会」について3分の2以上の企業がとりあげている一方、「その他の労働関連の権利」についてとりあげている企業は5分の1未満でした。72.5%の企業がS1-10「適正な賃金」について報告していますが、適正な賃金のベンチマークに関する情報を提供している企業は61.5%に留まっています。さらに、記録可能な労働災害の平均発生率は、分析対象となった全セクターで100万時間当たり5.7件となっています。ESRS S1はESRS 1付録Cで段階的に導入されることが決定されていますが、分析を行った結果、大多数の企業は、安全衛生の指標(83%)、団体交渉の適用範囲および社会対話(72%)、研修および能力開発の指標(60%)について依然として報告していますが、セクター別で見た場合には、セクター間で異なった傾向が示されていると結論付けられました。

G1「企業行動」は、95%の企業が報告し、G1を重要性があるとは考えていないのは、10社(4セクター)です。国別で見ると、G1を報告していない企業が多い国としてオランダが挙げられ、EU加盟国の中で他の国と傾向が異なっていますが、EU非加盟国であるスイスと英国においてもG1を報告していない企業が多いようです。G1に記載された開示要求事項を詳しく見てみると、この章は、他のトピック別基準に該当しない企業固有のトピックをまとめるために利用される場合が多いことが分かります。報告サブトピックを見ると、「動物福祉」の6%から「企业文化」の50%まで幅があります。開示要件G1-1「企業行動方針および企业文化」について報告した企業のうち、大多数(190社中185社)が、企業行動方針および企业文化を開示しています。セクター別では、金融セクターがG1について、企業固有の開示が色濃く、他のセクターと比べると異なった傾向にありました。

初回サステナビリティ報告の保証からの考察

CSRD 準拠のサステナビリティ報告の保証は、典型的には報告企業の財務諸表の監査を担当する監査法人によって実施されています。分析対象となった企業のうち、フランスに本社を置く企業 1 社 (CAC 40 非上場)のみが、CSRD 保証のために独立した保証サービス提供者 (IASP) を起用していました。保証の主な形態は限定的保証 (89%) であり、それ以外は特定の指標について合理的保証を付したハイブリッド型で保証の結果を公表しています。分析対象となった企業のうち 1 社だけが、サステナビリティ報告全体について合理的保証を入手したことについては注目に値します。

また、分析対象となった企業において、2 社 (1%) を除き、これらのサステナビリティ報告は結論に限定が付されていない限定的保証意見を受領しています。

新しいベースラインの品質

CSRD は、ESRS の適用に関する企業評価や保証提供者との協議のプロセスを通して、サステナビリティ事項に関する報告の新たな扉を開きました。報告書の作成者と保証提供者は、DMA と最終的な報告の両方に挑戦してきました。このプロセスにより、CSRD 準拠の報告が達成されただけでなく、厳格なマテリアリティ評価とその文書化、および報告事項の決定も開始されました。

成熟した(統合)報告を行っている一部の企業の中には、前年の自主的な報告に比べ見劣りすると感じている企業もありましたが、すべての企業が ESRS 報告フレームワークに結果を反映することで、本報告書における比較が可能になりました。

これは明らかに出発点であり、旅の終わりではありません。いわゆる「オムニバス法案」で対象とされる「報告負担」を軽減することを提案した改正案に関わらず、意味のある、物語性のある報告の追求し、さらに進化は続くでしょう。

主な考察

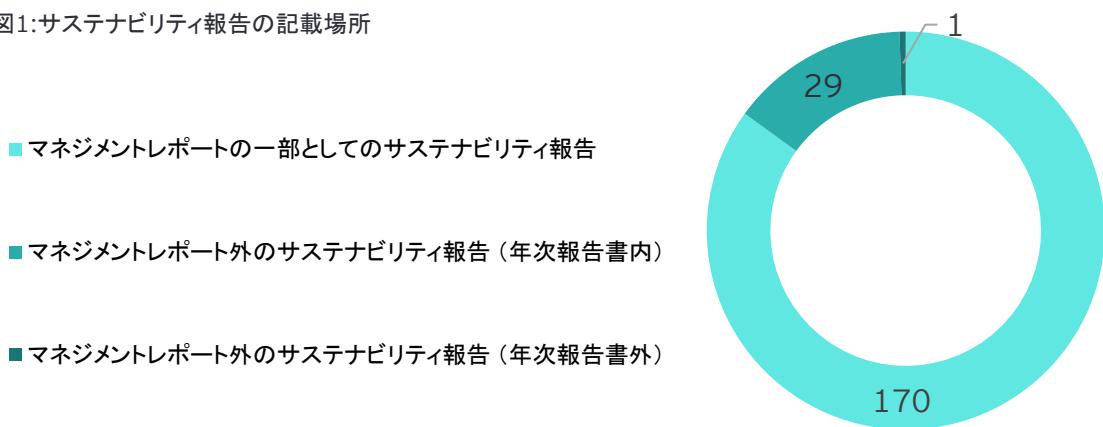
3.1全般分析

サステナビリティ報告の記載場所

サステナビリティ報告の利用者は、企業はサステナビリティ報告を(財務諸表とマネジメントレポートを含む)年次報告書の一部として開示する傾向があることに気づきます。CSRDは、企業がサステナビリティ報告をEU域内企業の年次報告書の一部であるマネジメントレポートの独立したパートとして公表することを想定しており、この要件への完全な遵守が期待されます。

200社を分析したところ、マネジメントレポートに記載されている企業の割合は85%(170社)に留まりました。残りの15%のうちの29社がサステナビリティ報告を年次報告書に含めており、オーストリアの1社においては年次報告書の外でサステナビリティ報告書を発行していました。CSRDからのこうした逸脱は、まだCSRDを国内法化していない国¹に本社を置く企業において顕著であると言えます。加えて、(EU加盟国に上場していない) EU域外に本社を置く企業において分析すると、スイスの2社と英国の1社が、マネジメントレポート外でサステナビリティ報告を年次報告書に含めていました。残りの英国企業3社においてはマネジメントレポートの中で報告しており、年次報告書のどの部分がそれに該当するかを記載した注記によって示していました。

図1:サステナビリティ報告の記載場所



将来的には、(会計指令で義務付けられているように)マネジメントレポートにサステナビリティ報告が記載されることが期待されます。今後、EU域外企業がサステナビリティ報告を公表した場合、これらの会社はCSRDの対象ですがマネジメントレポートの作成は義務付けられていないため、より広範にEU域外企業を分析対象として情報の記載場所を分析することは、興味深いものとなることでしょう。

¹ CSRDをまだ移行していない国については脚注11を参照

サステナビリティ報告の構成

サステナビリティ報告の95%は、ESRS1付録Fの必ずしも従う必要がない例示的な構成に従い、一般的情報、環境情報、社会情報およびガバナンス情報の章に分かれて構成されています。これは、ESRSトピック別基準に対する読みやすさと比較可能性、そしてあらゆる業種や同業他社との比較をサポートするため、利用者にとって有益な結果です。分析対象企業のうち、企業固有の状況を考慮して調整された構成を採用した企業はわずか5%でしたが、調整の根拠を示していませんでした。

図2:サステナビリティ報告の構成



読みやすさとナビゲーション性をさらに向上させるために、サステナビリティ報告の説明文には、報告事項を特定の開示要求事項またはデータポイントに結び付けるための参照（GOV-1、SBM-3など）が付されています。ただし、この特徴は、分析対象となった企業で一貫しているわけではありません。大多数の企業は、サステナビリティ報告のセクションをESRSデータポイント（DP）にマッピングしていません。200社のうちDPを具体的に参照しているのはわずか9社です。19社において各報告書のセクション内でESRSパラグラフへのタグ付けがされていましたが、残りの172社では報告事項をDPIにもESRSパラグラフにも関連付けていません。

サステナビリティ報告の利用者の立場として、適切に構成された目次、報告書の読み方に関する注釈およびヘッダページのナビゲーションにより、提供されたサステナビリティ情報の識別が容易になることがわかりました。

ESRS1付録Fに記載されている例示的な構成に従って、企業固有の開示への修正を制限することで、サステナビリティ報告の比較可能性は向上しますが、関連性は限定的になる可能性があります。報告書内の説明文と各セクションを開示要求事項およびDPIにタグ付けすることで情報のナビゲーションと識別²が容易になるだけでなく、将来的にサステナビリティ情報のXBRLタグ付けも容易になります。

サステナビリティ報告の長さと相互参照

分析対象となった200件のサステナビリティ報告の長さと平均ページ数は、過去に公表された報告書よりも大幅に多くなりました。この傾向は、早期適用した企業の報告書³（すなわち、2023年のサステナビリティ報告に自主的にCSRDを適用した企業）でも見られました。全体として、報告書の長さは、（DMAに基づいて）重要性があると見なされたトピックによって必ずしも左右されているわけではなく、明らかに図表やイラストの使用によって左右されています。場合によっては、報告書に含まれているサステナビリティの概要の章の長さがページ数を増やしています。

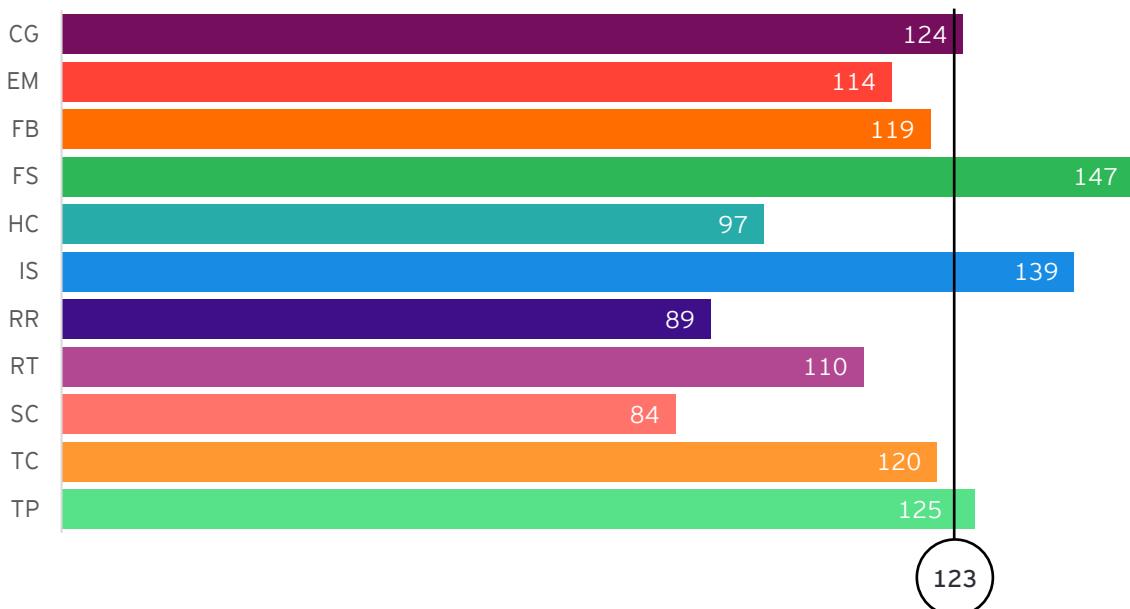
分析対象となったサステナビリティ報告は、34～398ページにわたり、平均123ページでした。分析対象全体を通じて、サステナビリティ報告に記載された説明文の長さと詳細さにはかなりのばらつきが見られました。50ページ未満（9社）の比較的短いものから、51～100ページ（83社）、101～150ページ（59社）、151～200ページ（34社）、200ページ超（25社）に及ぶものまでさまざまでした。現時点で、サステナビリティ報告の適切な長さに関する明確な傾向は認められません。前述のように、報告の長さは必ずしもDMAの結果、すなわち報告される（サブ／サブ・サブ）トピックの量によって決まるものではありません。金融セクターでは、平均してトピック数は最も少ないものの、平均ページ数が最も多い点が顕著でした。また、国固有の違いも認められませんでした。

2 EFRAG XBRLタクソノミー: <https://www.efrag.org/en/projects/esrs-xbrl-taxonomy/concluded> | ESMAによるESEF RTS改訂版に関するコンサルテーション: <https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/esma-consults-proposals-digitalise-sustainability-and-financial-disclosures>. (閲覧日: 2025年3月31日)

3 We Mean Business Coalition「早期適用企業CSRD報告」: https://www.wemeanbusinesscoalition.org/wp-content/uploads/2024/07/WMBC_Early_Adopters_CSRD_reporting.pdf (閲覧日: 2025年3月31日)

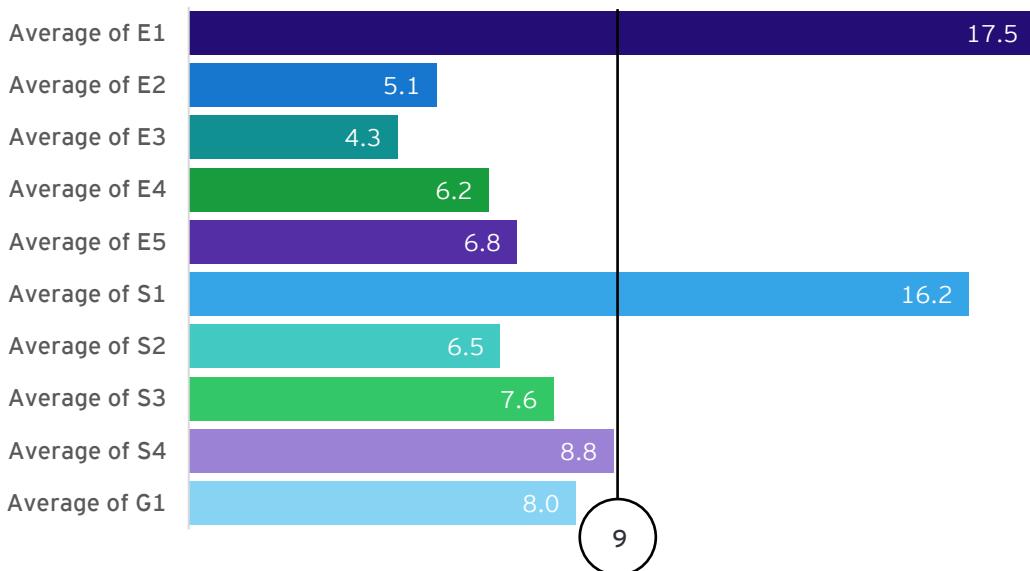
平均ページ数が最も多い上位3つのセクターは、金融セクター(147ページ)であり、次いでインフラセクター(139ページ)、輸送セクター(125ページ)でした。ページ数が最も少なかったのは、サービスセクターと再生可能資源及び代替エネルギーセクターであり、これは分析対象に含まれる企業がそれぞれ7社しかなかったことが原因であると考えられます。

図3: サステナビリティ報告の長さ、セクター全体の平均ページ数⁴



10のトピック別基準の中で、ESRS E1(18ページ)、S1(16ページ)およびS4(9ページ)は、セクター横断的に平均ページ数が最も多く、G1は、やや低い順位(8ページ)となっています。ESRS E1およびS1は、すべてのトピック別基準の中で最も広範な基準であり、開示要求事項とデータポイントの数が最も多いため、予想どおりの結果になっています。

図4: サステナビリティ報告内のトピック別基準の長さ、平均ページ数



分析対象企業の99%(200社のうち198社)は、説明の読みやすさを向上させ、重複した報告を避けるために、ESRSで認められている参照による引用(相互参照)を活用しました。そのため、必須の指標と情報が年次報告書の他の部分に含まれています。相互参照の形式は、参照によって組み込まれた開示要求事項とデータポイントを一覧にした概要表から、サステナビリティに関する説明文の中で相互参照させるアプローチまで多岐にわたっています。最も多く相互参照された項目としては、SBM-1およびGOV-1~4の開示要求事項が挙げられます。

⁴セクター略語の詳細については、表1:SICSセクターおよびセクター略語を参照

3.2 ESRS 2により要求される全般的開示事項

背景

ESRS 2「全般的開示事項」は、CSRDの対象となるすべての企業に対して、事業のセクターに関わらず特定の情報を公表することを義務付け、ESGに関するすべてのサステナビリティトピックに適用される開示要求事項を定めています。必要な開示要求事項は、以下の4つのカテゴリーに分類されています。

- 作成の基礎(BP)
- ガバナンス(GOV)
- 戦略(SBM)
- インパクト、リスク及び機会の管理(IRO)

したがって、分析対象となったすべての企業は、作成の基礎と企業固有のガバナンスに関する開示を行っています。ガバナンスについては、年次報告書の中のガバナンス報告書と相互参照されるケースがとても多く見受けられました。

戦略に関する開示

最初の報告年度において、企業はSBM-1からSBM-3までを報告する必要がありました。SBM-1およびSBM-3に限っては、ESRS 1の付録Cに基づく経過措置(段階的導入)の対象となるため、省略することが認められていました。これは、戦略、ビジネスモデルおよびバリューチェーン(SBM-1)、ならびに重要なインパクト、リスク及び機会(IRO)、そして、それらが戦略およびビジネスモデルとどのように相互作用するか(SBM-3)に関するものです。他方、ステークホルダーの関心と見解(SBM-2)については、報告する必要がありました。分析の結果、以下のことが明らかになりました。

戦略とバリューチェーン

すべての企業がサステナビリティ戦略について報告していますが、ほとんどの場合、それを全体的な事業のビジョン、戦略またはモデルに統合された形で示しています。そのため、開示内容は、年次報告書やマネジメントレポートの各項目と相互参照されるケースがほとんどでした。

企業のインパクト、リスク及び機会のプロファイルを完全に把握するためには、企業のバリューチェーン(および関連する主要なビジネス関係者)を、包括的かつ簡略化された方法で、あるいは詳細な説明によって理解することが不可欠です。分析対象となった企業では、バリューチェーンの説明に関して、以下の事実パターンが認められました。

- 88%の企業がサステナビリティ報告の中でバリューチェーンに関する記述を開示しており、そのほとんどは一般的情報のセクションの一部として記載されています。
- 12%の企業はサステナビリティ報告にバリューチェーンに関する記述を開示していません。

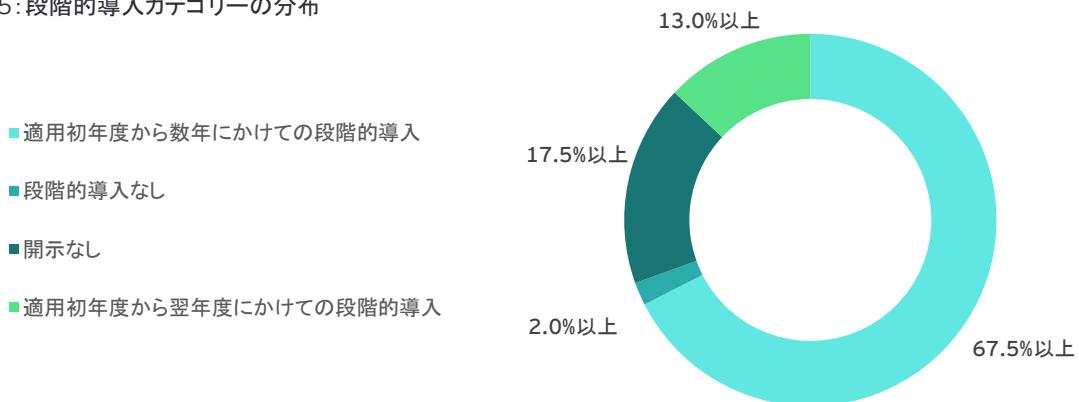
ステークホルダーエンゲージメント-関心と見解

DMAに関して、ESRS 2 SBM-2では、企業がステークホルダーの関心と見解をどのように考慮したかを開示することを要求されています。分析対象となった報告書では、ステークホルダーエンゲージメントについて、ステークホルダーグループのリストとそのエンゲージメント方法を含め、表形式(25%)、文章形式(26%)、またはその両方(48%)で示しています。一部の企業では、ステークホルダーエンゲージメントを対応するバリューチェーン領域にマッピングしています。しかし、26%の企業は、簡潔に文章でステークホルダーエンゲージメントについて記述するにとどまりました。

経過措置(段階的導入)による開示要求事項の省略

公表されたサステナビリティ報告において、報告書で扱われているトピックが包括的であった一方、161社(80.5%)が、ESRS 1.の第137項および付録Cで認められている開示要求事項の経過措置(段階的導入)を採用していました。161社のうち、135社(67.5%)が適用初年度から数年にかけての経過措置(段階的導入)を活用し、26社(13%)が適用初年度から翌年にかけての経過措置(段階的導入)のみを活用しました。「適用初年度から翌年度にかけての段階的導入」のカテゴリーに該当する企業は、主にE1-9「重大な物理的リスクおよび移行リスクならびに潜在的な気候関連の機会から予想される財務的影響」を省略しており(26社のうち24社)、次いで、E5-6「資源利用および循環型経済関連のIROから予想される財務的影響」を省略した企業が1社、S1-14「安全衛生に関する指標」を省略した企業が1社でした。一方、段階的導入を採用しなかった企業は4社(2%)で、段階的導入を採用したか否かに関する情報を開示しなかった企業は35社(17.5%)でした。

図5:段階的導入カテゴリーの分布



分析対象のセクターにおける段階的導入の適用状況はさまざまです。金融セクターが段階的導入の選択を最も多く活用し、次いでインフラセクター、輸送セクターが続きました。詳細を表2をご覧ください。

表2:各セクターにおける段階的導入

SICsセクター	適用初年度から数年にかけての段階的導入	適用初年度から翌年度にかけての段階的導入	段階的導入なし	開示なし	合計
CG	7 5.2%			5 14.3%	12
EM	6 4.4%	2 7.7%		2 5.7%	10
FB	9 6.7%	2 7.7%		1 2.9%	12
FS	28 20.7%	5 19.2%		6 17.1%	39
HC	10 7.4%	2 7.7%	1 25%	4 11.4%	17
IS	20 14.8%	3 11.5%		3 8.6%	26
RR	6 4.4%			1 2.9%	7
RT	13 9.6%	5 19.2%		5 14.3%	23
SC	4 3.0%	2 7.7%		1 2.9%	7
TC	14 10.4%	2 7.7%	2 50%	5 14.3%	23
TP	18 13.3%	3 11.5%	1 25%	2 5.7%	24
合計	135 100%	26 100%	4 100%	35 100%	200

DMAプロセスに関する情報

CSRDとESRSは、報告企業が適用し開示しなければならないダブルマテリアリティの概念に基づいています。また、サステナビリティ報告には、報告企業レベルでインパクトマテリアリティの観点または財務マテリアリティの観点、あるいはその両方の観点から重要性があると判断されたESG事項全体にわたるすべてのインパクト、リスク及び機会(IRO)に関する、関連性があり忠実な情報を含める必要があります。

この情報はESRS 2 IRO-1に従って開示が義務付けられているため、サステナビリティ情報の受取側は、企業が(企業固有の)DMAをどのように実施したかを理解することができます。興味深いことに、今回の分析対象では、DMAに関する開示の長さは1ページから18ページまでさまざまですが、平均は4ページでした。全体として、分析対象となった報告書におけるDMAプロセスに関する開示は、ESRS 2 IRO-1に準拠しており、企業のプロセスを分かりやすく反映しています。しかし、開示の長さは、開示されているプロセスの質や分かりやすさとは相関していません。

観測された結果は以下のように要約できます。

- 84%の企業が、企業固有の状況に適用されるDMAプロセスのフェーズを説明するセクションを設けています。残りの16%の企業は、DMAプロセスについて簡単に説明するに留まっていますが、依然として企業固有のものです。
- 32%の企業は、プロセスのステップをビジュアル的に説明しています。
- 企業は、DMAの結果を示すためにさまざまな方法を選択しています(図6参照)。例えば、重要性があるトピックの全体像を示す方法です。59%の企業は、トピック別基準ごとの重要なIROに加え、ほとんどの場合、対応するバリューチェーン領域と対象期間を含む、重要なトピックを表でビジュアル化しています。2%の企業は、DMAの結果を重要なトピックの章と直接統合しており、DMAプロセスの開示において別途ビジュアル化したものは提供していません。また、DMAについて、200社中104社(52%)が、重要性がないと評価したトピックのリストを記載しています。

図6:DMAの結果の表示方法

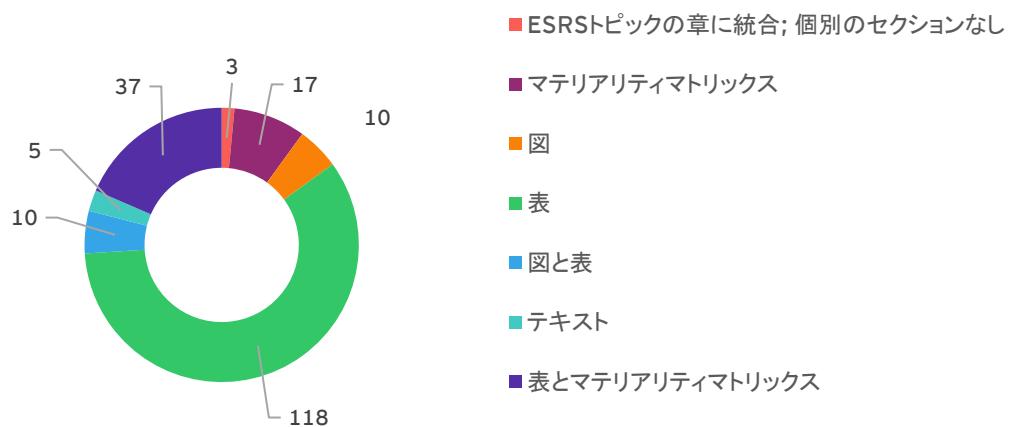


図6に関して、凡例は以下のように理解する必要があります：すべての情報は、ESRS 2「全般的開示事項」に関連する開示において記載されています。ただし、DMAの結果をトピックの章に「統合する」ことは矛盾しないため、結果を表形式で示し、DMAの結果をトピックの章に統合している企業を3社特定しました。

残りの凡例については、報告がマテリアリティマトリックスの形式(例えば、グローバル・レポーティング・イニシアチブ(GRI)基準に準拠したものなど)に従っている場合には、「マテリアリティマトリックス」としています。「図」は図解とテキストにより説明しているものです。「表」は、DMAの結果を、行と列に整理している場合です。例えば、最初の列にはサブトピック名、2番目の列にはIROタイプ、3番目の列にはバリュー・チェーン領域を示しているようなケースです。最後に、「テキスト」は言葉による説明のみによるものです。

最低開示項目

200件中40件(20%)が、方針(MDR-P)に関する最低開示項目(MDR)をまとめて報告しており、重要性があると判断されたトピック別基準のセクションには含めていません。残りの160社は、重要なトピック別基準のセクション内で方針を開示しています。行動(MDR-A)、指標(MDR-M)、および目標(MDR-T)に関するMDRは、トピック別のセクションにのみ含まれています。トピック別のセクションにおける開示の構成はさまざまです。一部の企業は、MDRを重要性があるサブトピックまたはサブ・サブトピックにマッピングして、細分化されたレベルで報告しています。他の企業は、重要性があるIROを細分化ベース、つまりサブまたはサブ・サブトピックレベルで開示している場合であっても、MDRをトピックレベルで報告しています。これは、MDRの開示に関する報告慣行に大きなばらつきがあることを示しています。

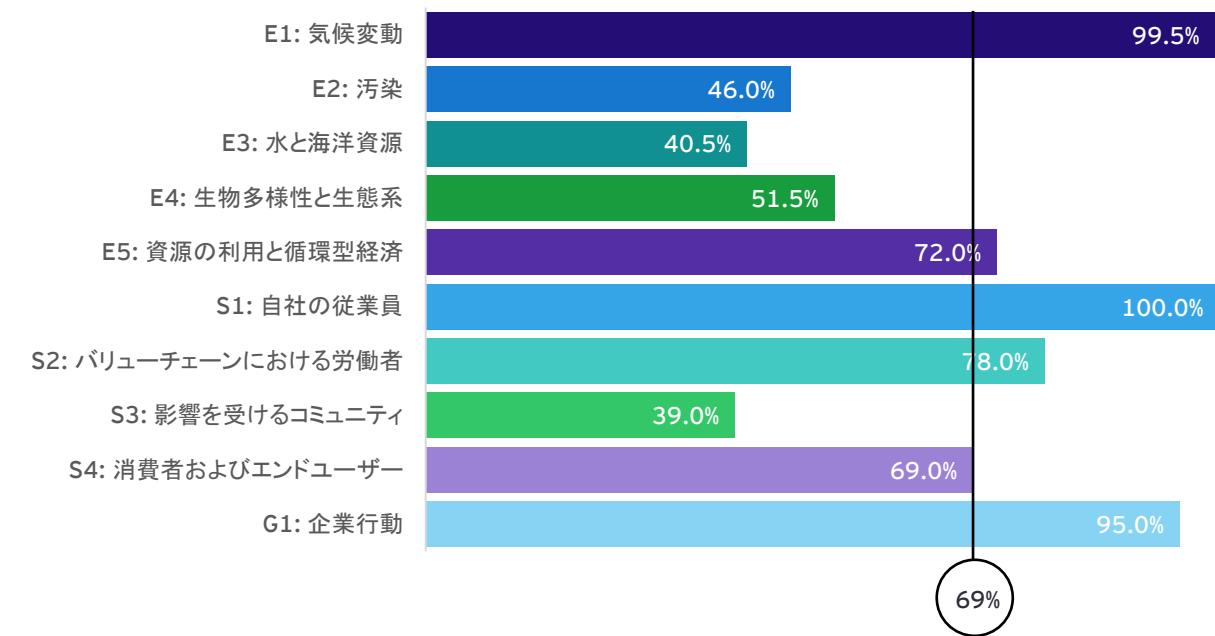
報告の対象となっているサステナビリティ事項

分析対象となった企業では、ESRS E1～E5、S1～S4、G1のすべてのトピック別基準が取り扱われています。ただし、トピックの対象範囲は企業によってさまざまです。ESRS S1「自社の従業員」はすべての企業が報告しているトピック(100%)であるのに対し、ESRS S3「影響を受けるコミュニティ」は、企業が最も重要性が低いと認識しているトピック(わずか39%)です。

企業固有のトピックに関するレポート

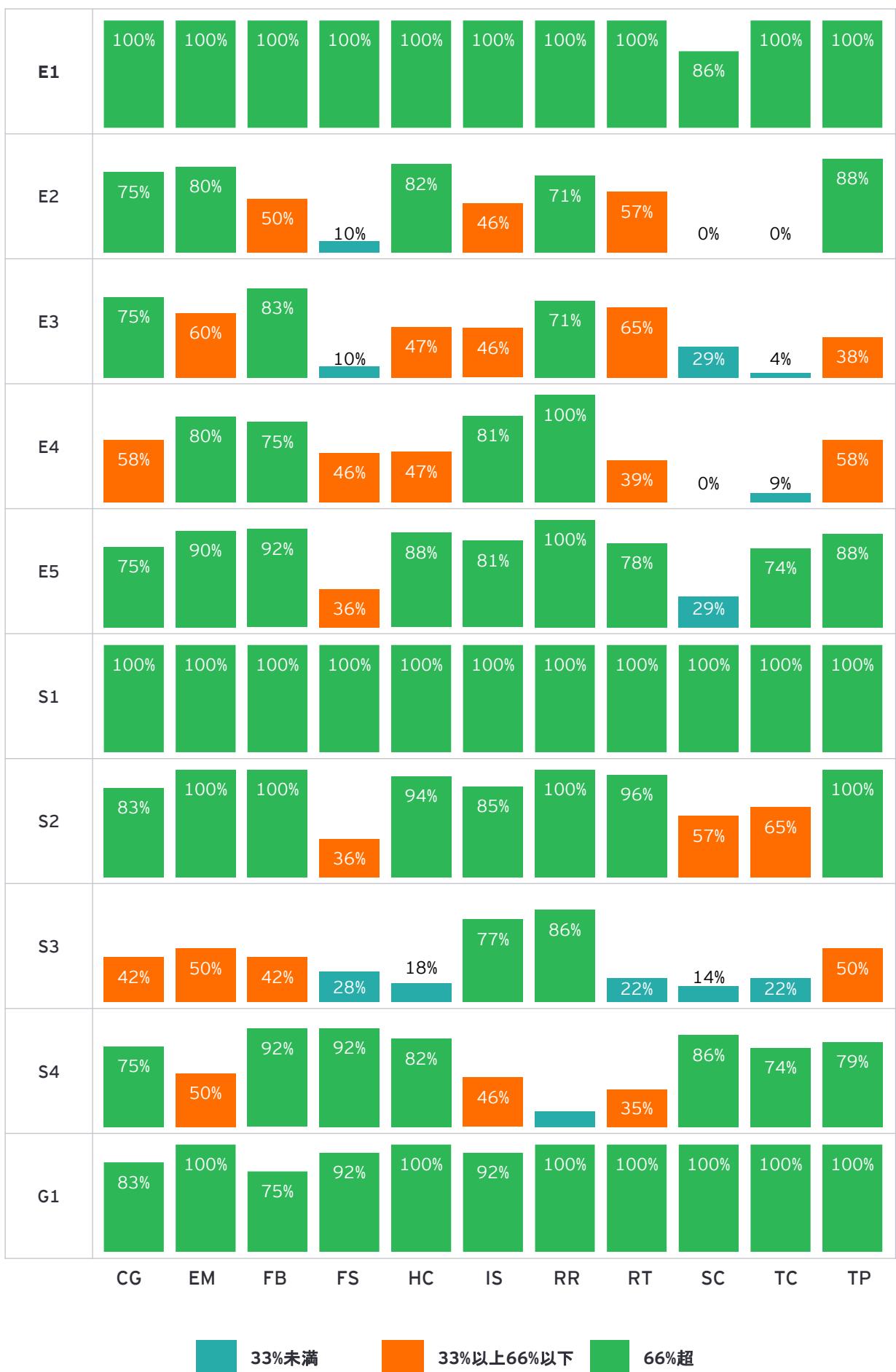
企業固有のトピックは、3つの異なる方法で開示されています。1つ目の方法として、142社の企業は企業固有のトピックを重要性があるとみなされるトピック別基準の一部として開示しています。例えば、企業固有のトピックをESRS E1～E5、S1～S4、G1と併せて開示しています。2つ目の方法として、200社のうち39社では、ESRSのトピック別基準に加えて、特定された企業固有のトピックを別の章にまとめていますが、これらはESRS 1の付録Dまたは付録Fでは具体的に想定されていません。サイバーセキュリティ、データプライバシー、マネーロンダリング及び透明性のある税は、企業固有のインパクト、リスク及び機会として上位に挙げられています。そして3つ目の方法では、IROを含め、多くの企業固有のトピックがESRS G1の開示に関連づけて報告されています。報告されたIROが他のトピック別基準にマッピングできない場合、企業固有のトピックをESRS G1にまとめる傾向が見られます。

図7:分析対象全体にわたる重要性があるトピック別基準



セクター別に見ると、金融、サービス、技術及び通信の各セクターは、他のセクターと比較して、重要性があるトピックとして分類されるトピックが最も少ないことが分かります。図8は、どのセクターが重要性があるトピックを報告しているかを示しています。比率が高いトピックは、セクター全体のほぼすべての企業がそのトピックを重要性があると見なしていることを示しており、比率が低いトピックは、そのセクター内でそのトピックを重要性があると評価している企業がより少ないことを示しています。

図8:分析対象全体の重要性があるトピック別基準-SICSセクターの観点(脚注11を参照)



3.3選択されたトピック別基準(E1、S1、G1)の詳細分析

ESGトピックに関する開示実務について、セクター横断的な視点から、また同じセクター内の同業他社との視点からより深い洞察を提供するために、以下のセクションでは、最も多く報告されているサステナビリティ項目として特定されている⁵ESRS E1、S1およびG1に関する主要な所見を示します。分析した結果によると、これらのサステナビリティ事項は、所在する国に関わらず、ほぼすべての企業において重要性があると評価されており、セクター横断的な重要性を示しています。

3.3.1 ESRS E1「気候変動」

気候変動は、重要性が無いとした1社を除き、分析対象のすべての企業が取り上げたESRSのトピックです。また、分析対象のサステナビリティ報告で最も包括的に扱われているトピックであり、DMAによってこのトピックに対する重要性があるIROが明らかにされています。さらに、ほとんどの企業は、過去において自主的に報告しているため、気候関連のトピックに精通しています。気候変動に関する開示は、自主的な報告でよく適用されてきた他の報告フレームワーク(例えば、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)やGRI)の一部もあります。個々のサステナビリティ事項の詳細なレベルでは、AR16「E1 気候変動」に記載されている3つのサブトピック(気候変動への適応、気候変動の緩和、エネルギー)に関して、ほとんどのセクターでバランスが取れています。これらはセクター別に類似して開示されており、特に際立った点はありません。

図9:200社によって報告されたESRS E1サブトピック(企業固有のトピックを除く)⁶



気候変動に関するトピックは幅広く報告されているため、E1開示に関する本分析では、「逆アプローチ」を採用し、特に、すべての企業では対応していない2つのトピック、すなわち、気候移行計画(E1-1)と気候リスクの財務的影響(E1-9、ESRS 1付録Cの経過措置(段階的導入))を63社が適用し、省略することを明示)に焦点を当てています。

企業は、企業の気候移行計画(E1-1)を実施しているかどうかを開示することが義務付けられており、また、2050年までの温室効果ガス排出量のネット・ゼロ目標(E1-7)を設定しているかどうかも開示することとなっています。これらのDRIに関しては、以下の重要な所見が挙げられます。

- 大多数の企業(全セクターで78%)が気候移行計画を開示しており、さらに10%の企業が実施中であると報告しています。しかし、これらの開示は、パリ協定の目標である地球温暖化を1.5°Cに抑えるという目標との整合性や移行に伴う財政的影響など、ESRSで概説されているすべての要素を必ずしも網羅しているわけではありません。セクター間で顕著な違いが見られます:インフラセクターでは、気候移行計画を開示している企業が92%と最も多いのに対して、サービスセクターでは、開示している企業がわずか43%と大きく遅れを取っています。
- これらの移行計画の基準年度はさまざまで、2015年(パリ協定締結直後に移行を開始した企業)に始まり、2019年頃にピークとなっています。
- 企業ごとに開示されている具体的な基準年度もばらつきがあります。スコープ1、2および3で異なる基準年度を開示している企業(75社)もあれば、すべてのスコープで同じ基準年度としている企業もあります。
- ネット・ゼロ移行の目標年度は、主に2040年から2050年の間です。この基準年度の設定の中で最も極端に外れていたのは、技術・通信セクターにおける目標年度が2026年であったことです。
- 移行計画を開示した企業(156社)のうち21%は、ネット・ゼロの目標を設定していないと報告しました。ただし、移行計画とネット・ゼロ目標を関連付けるのはESRSによって定められたものではないことに留意が必要です。

5. EFRAGs実施ガイド「ESRSデータポイント一覧」(EFRAG IG 3)によると、ESRS E1、S1およびG1のトピックは、1,211のデータポイントのうち463(38%)を占めています。

6. いくつかの企業は、重要性があるIROをサブトピックへのマッピングなしに、つまり、集約されたトピックレベルで(部分的に)開示しています。グラフでは、サブトピックレベルのみ考慮しています。これは、他のすべてのトピック数値にも当てはまります。

7. 詳細については、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52019DC0640>(検索日:2025年3月31日)を参照

本調査では、気候移行計画に加え、企業が気候リスクの財務的影響(E1-9「重要な物理的リスクおよび移行リスクならびに潜在的な気候関連機会により予想される財務的影響」)について経過措置(段階的導入)による省略を適用したかどうかも調査しました。セクター全体では、報告書のわずか8%のみがE1-9を開示していました。

開示されたスコープ3の温室効果ガス排出原単位の分布について、さらに分析を行いました(図10参照)。図中の黄色の点はそれぞれ、分析対象企業1社からの温室効果ガス排出原単位のデータポイントをセクター別に分類して表しています。Y軸の範囲にはばらつきがあることに注目ください。ここでは、95%を超える値(外れ値)はすべて、縮尺されて表示されています。この開示された温室効果ガスデータは、セクター間の比較におけるベンチマークとして使用することができます。

ほとんどのセクターにおいて、原単位値の明確なパターン(クラスター形成)を示しており、典型的な温室効果ガス原単位値の範囲は比較的狭いです。ただし、4つのセクターでは、広い範囲にわたって値を示しており、典型的な値が存在しないことを示唆しています。金融、輸送、資源加工、採掘及び鉱物加工です。

これら4つのセクターは多様な産業を包含しており、それぞれが固有のバリューチェーンによりスコープ3の温室効果ガス排出の特性も異なります。例えば、採掘及び鉱物加工セクターには、石油・ガスサービスと鉄鋼メーカーの両方が含まれます。

図10:セクター別売上高€100万当たりのESRS E1スコープ3温室効果ガス排出原単位(ktCO₂)

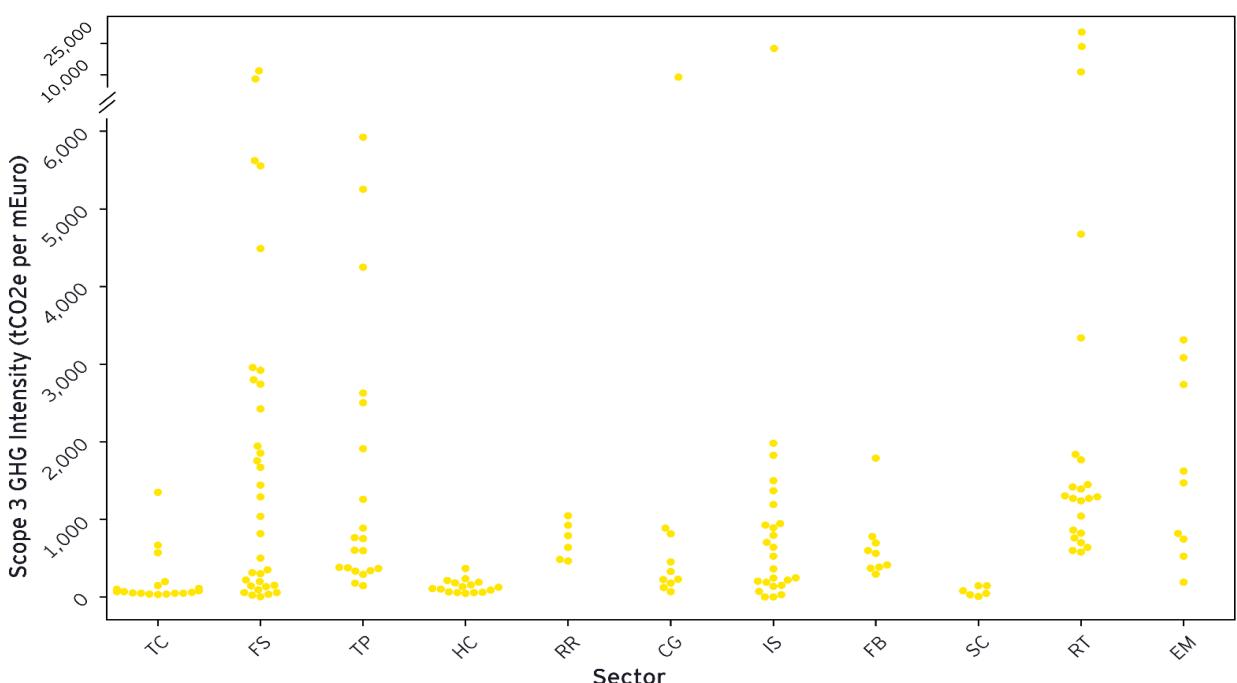


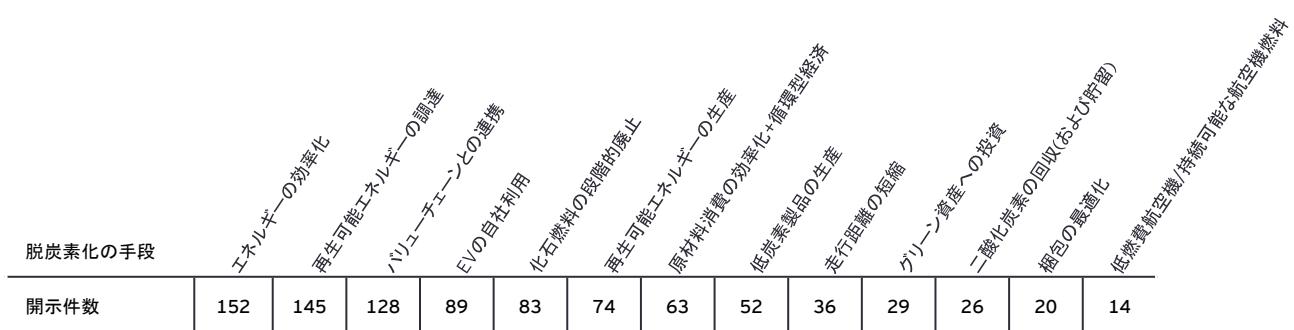
図11に示すように、セクター全体で報告されたスコープ3の温室効果ガス排出量の合計のうち、スコープ3の各カテゴリーの比重を特定するために、さらなる分析が行われました。分析結果によると、分析対象となったほとんどのセクターで、カテゴリー1(購入した製品・サービス)と11(販売した製品の使用)がスコープ3の排出量が最も大きな要因となっていることを示しています。予想通り、カテゴリー15(投資)は金融(FS)セクターで最も大きな要因となっていますが、食品及び飲料(FB)とインフラ(IS)のセクターの排出量においても大きな要因となっています。続いて、カテゴリー2~4および12~13がセクター全体を通じてスコープ3の排出量の主な要因となっています。

図11:スコープ3カテゴリー⁸のセクター別の相対的順位。数値はセクター別スコープ3温室効果ガス排出量における比重の大きさを示し、緑色の網掛けでその下に表示されます。濃い緑色(数値が高い)は比重の大きいカテゴリー、薄い色(数値が低い)は比重の小さいカテゴリーを示しています。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	その他
CG	15	11	8	12	6	5	7	3	10	1	16	13	14	9	2	4
EM	14	8	9	11	6	5	4	2	7	13	16	12	15	2	10	1
FB	16	8	10	11	4	3	6	5	12	1	15	9	13	7	14	1
FS	11	12	5	4	3	7	10	9	8	1	14	1	13	6	15	1
HC	16	15	12	13	9	11	8	7	4	5	14	10	6	2	3	1
IS	13	12	15	8	6	4	7	3	11	5	16	2	10	1	14	9
RR	14	8	9	11	5	3	4	2	7	13	12	10	1	1	6	1
RT	15	9	12	10	7	3	5	4	8	1	16	14	13		11	6
SC	16	13	10	9	6	11	14	1	1	1	15	12	7	1	8	1
TC	14	13	9	11	3	5	8	7	10	1	15	4	12	2	6	1
TP	15	11	13	14	1	2	4	3	7	6	16	12	5	10	9	8

最後に、分析の結果、企業が開示している典型的な脱炭素化の手段も明らかになりました(図12参照)。すべてのセクターにおいて、最も頻繁に挙げられた手段は、大きい順に、エネルギーの効率化と最適化、再生可能エネルギーの調達、そして排出量を削減するためのバリューチェーン関係者とのパートナーシップでした。対照的に、燃費の良い航空機(非常に業界特有の手段)、梱包の最適化、二酸化炭素回収・貯留(CCS)といった手段は比較的少なく、開示件数としては低い順位となっています。

図12:分析対象となった報告書における脱炭素化の手段の開示件数 手段は類似性の高いグループごとに集約されています。

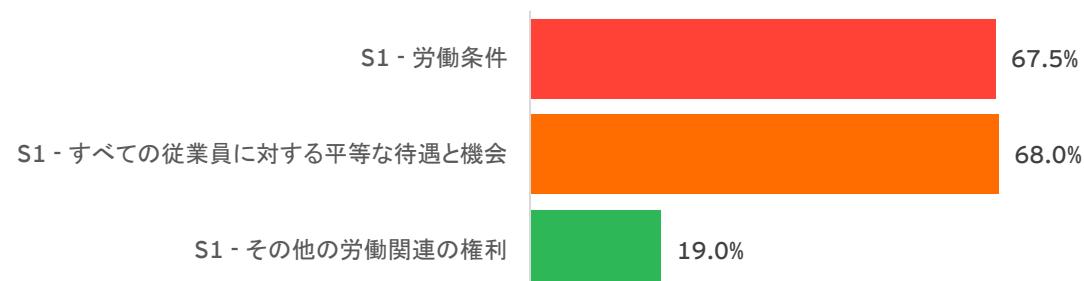


8 1-購入した製品・サービス 2-資本財 3-Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー活動 4-輸送・配送(上流) 5-事業からでるで発生した廃棄物 6-出張 7-雇用者の通勤 8-リース資産(上流) 9-輸送・配送(下流) 10-販売した製品の加工 11-販売した製品の使用 12-販売した製品の廃棄 13-リース資産(下流) 14-フランチャイズ 15-投資

3.3.2 ESRS S1「自社の従業員」

ESRS S1「自社の従業員」は、分析対象となったすべての企業において重要性があると報告されています。ESRS S1の報告の詳細を見ると、最も取り上げられたサブトピックは、「すべての従業員に対する平等な待遇と機会」(200社中136社)であり、次いで「労働条件」(200社中135社)で、いずれも68%でした。一方、「その他の労働関連の権利」は200社中38社(19%)と最も低くなっています。自社の労働力基準に関する企業固有の事項は、わずか6%(200社中のうち12社)でしか取り上げられておらず、消費財セクターの企業では25%でした。

図13:200社によって報告されたESRS S1サブトピック(企業固有のトピックを除く)



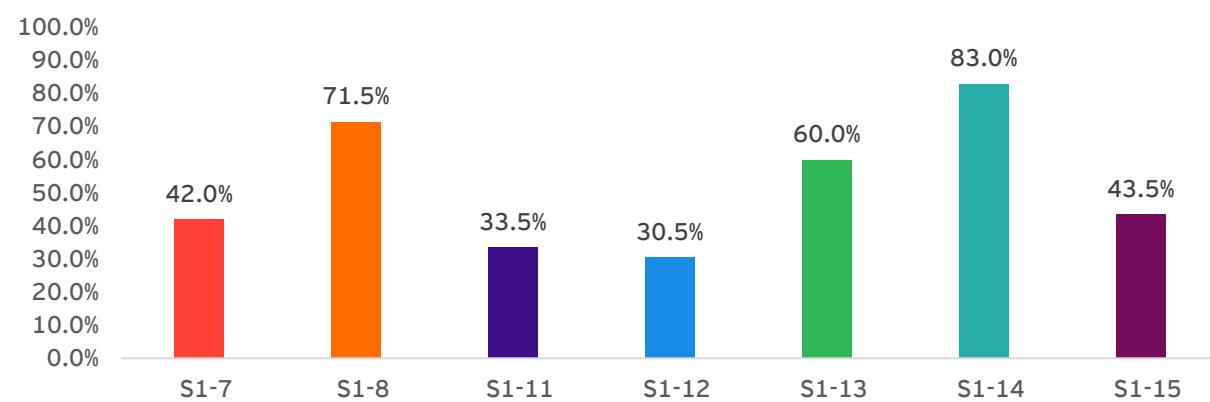
分析対象となった200社すべてが、ESRS S1「自社の従業員」について報告しており、その中には、従業員数が750人未満であるため開示全体を省略が認められる4社も含まれています(ESRS 1の付録Cを参照)。しかし、分析対象に含まれる従業員数が750人未満のこれらの4社は、開示を省略することなくESRS S1について報告しています。企業がDRについて報告していない場合、それは重要性がないと判断されたとみなされます。

S1-1からS1-6までの開示率は98%から100%の範囲ですが、残りのDRは以下のとおりです。S1-9「多様性の指標」(90%)、S1-10「適正な賃金」(72.5%)、S1-16「報酬の指標」(88%)、S1-17「事故、苦情、重大な人権への影響」(86.5%)。

ESRS 1の付録Cで概説され、以下で参照されている省略可能なDRを分析すると、S1-14「安全衛生の指標」を除き、これらの開示は報告が少ないことが示されています。分析対象となった企業では、上記のDRとの比較で、以下のDRが(部分的に)より省略された可能性があります。

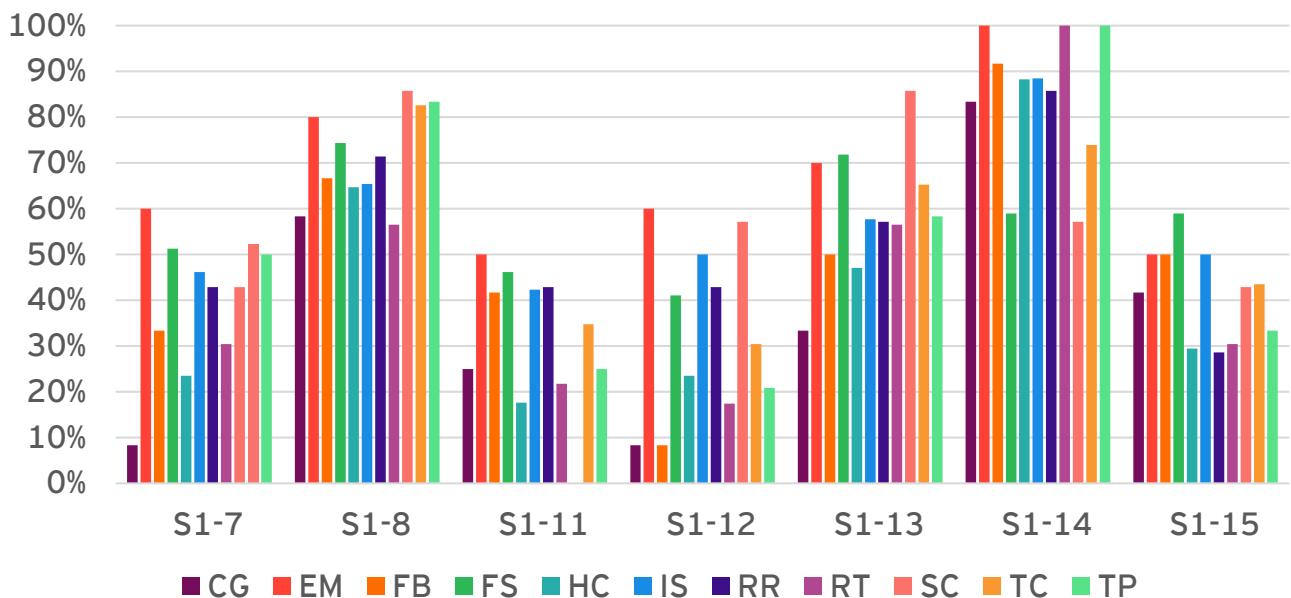
- S1-7 自社の労働力における非従業員労働者の特徴
- S1-8 団体交渉の範囲と社会的対話
- S1-11 社会的保護
- S1-12 障がい者
- S1-13 研修と技能開発の指標
- S1-14 安全衛生の指標
- S1-15 ワーク・ライフ・バランスの指標

図14: 200社によって省略されている可能性のあるS1 DRに関するESRS S1の開示率



省略可能なDRを報告している企業のセクター別の内訳は図15に示されています。

図15:200社によって省略されている可能性のあるDRに関するセクター内のESRS S1の開示率



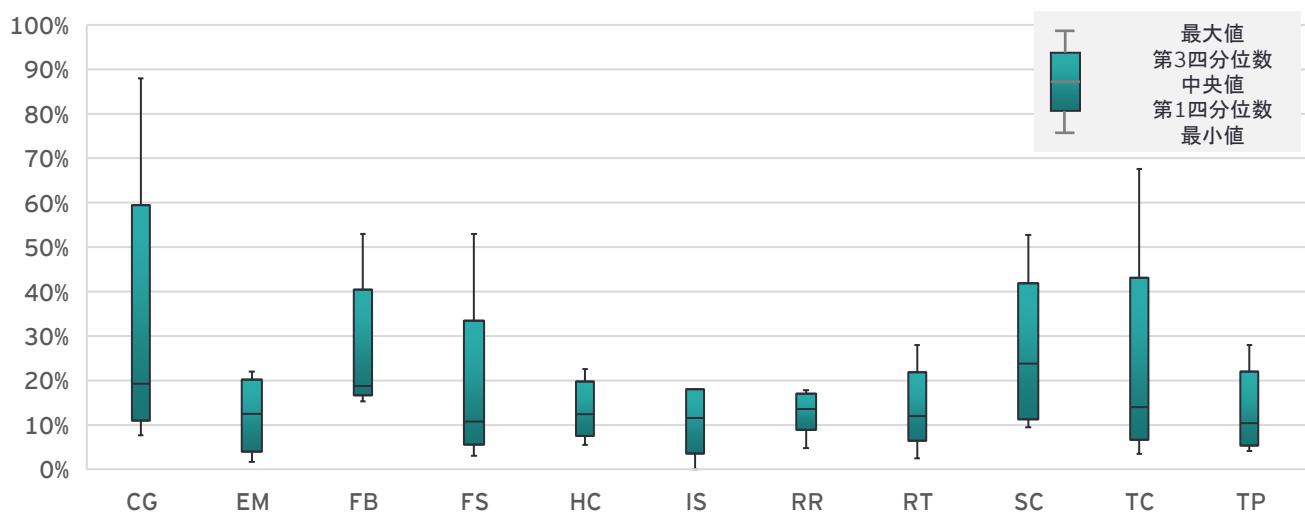
ESRS S1の具体的な分析

「自社の従業員」に関して、企業は、「従業員への適正な賃金の支払い」や「従業員の安全衛生」など、関連事項の特徴を明らかにすることが求められています。そのため、このCSRDバロメーターでは、以下で取り上げる具体的な質問に焦点を当てました。

報告期間中の従業員の退職率

すべての企業がESRS S1を重要性があると特定しているため、ESRS S1のパラグラフ50c(S1-6)で要求されている退職率の報告が分析でき、退職率を開示していないものの、S1-6全体については報告している企業は1社でした。図16は、退職者として報告された従業員の範囲(相対数)をセクター別に示しており、全セクターの平均退職率は27%です。最大の退職率は消費財(CG)セクターで、従業員の退職率が88%と他のセクターとは異なった傾向でした。ESRSは退職者数のみの開示を要求しており、人事異動データは開示していないため、セクター内またはセクター間または国を超えた人事異動は分析することはできなかったことに留意する必要があります。

図16:部門全体で報告された従業員の退職率(S1-6)



多様性に関する数値

トップマネジメント層におけるS1-9「従業員の多様性」を詳しく見ると、以下のようにになっています。国別では、ノルウェー(41%)（クロアチアとスロバキアは分析対象数が少ない）がトップとなっており、セクター別では、医療セクターと消費財セクターが36%でトップを占めています。

図17:国別のトップマネジメント層における性別分布

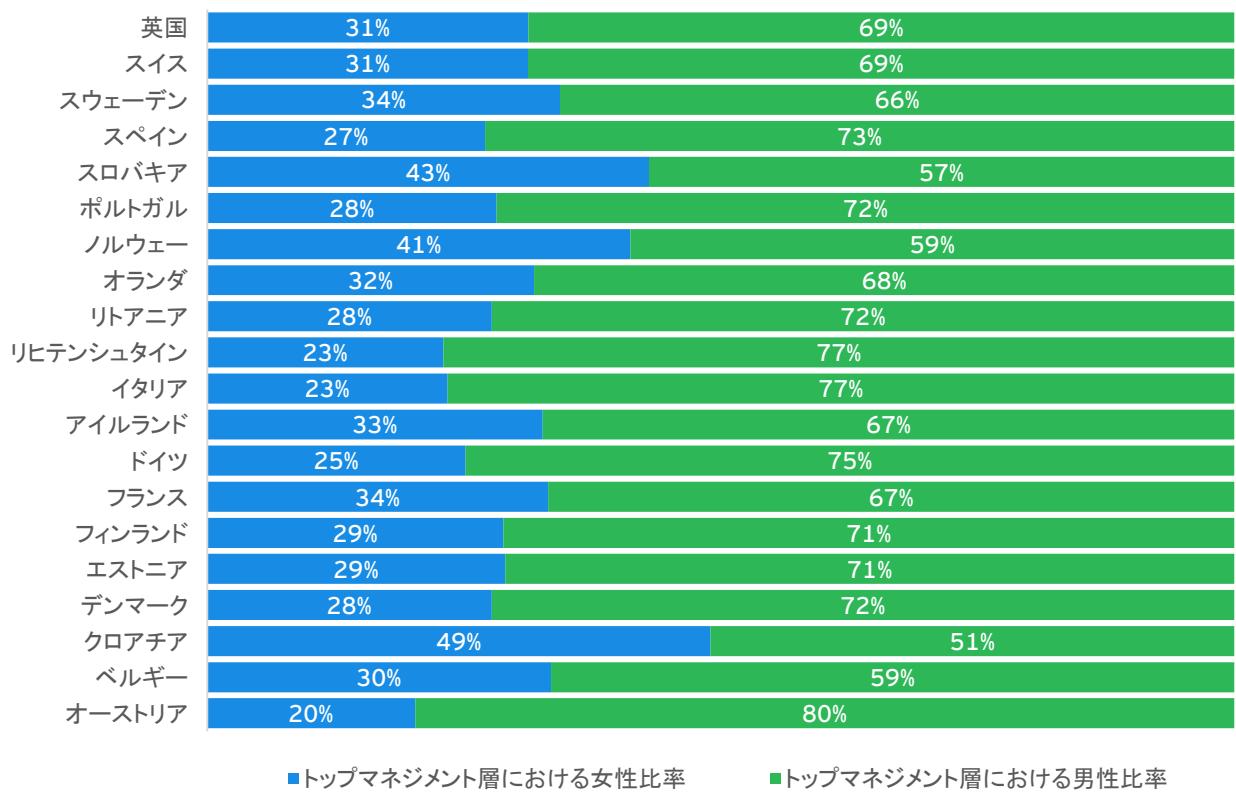
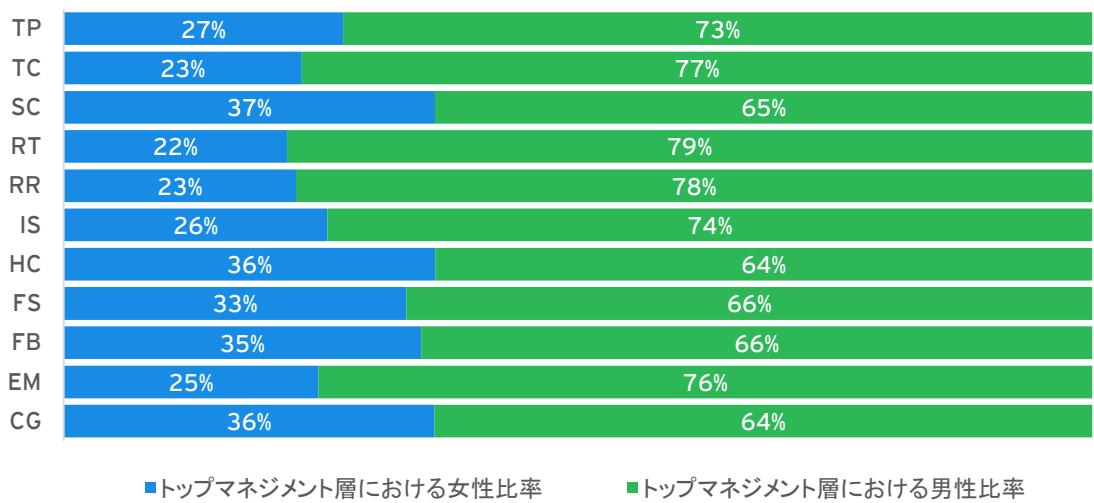


図18:セクター別のトップマネジメント層における性別分布



適正な賃金に関する開示

S1-10「適正な賃金」については、145社(72.5%)が報告している一方、分析の結果、適正な賃金のベンチマークに関して開示している企業は123社(61.5%)にとどまっていることが明らかになりました。また、116社(58%)は適切な賃金が支払われていない国について開示していました。

障がい者雇用に関する開示

S1-12「障がい者雇用」については61社(30.5%)が報告していますが、分析対象となった200社のうち障がい者の従業員に関する数値を報告しているのは、53社(26.5%)のみです。これら53社は、雇用率を0.2%から9%の範囲で開示しており、平均は2.3%でした。そのうち1社はグループ全体での雇用率として2%から4%の範囲で開示していました。従業員に関する数値を報告していない残りの8社については、6社でデータ収集に関する(法的)制限について言及していました。興味深いことに、これらの3社においては、S1-6「企業の従業員の特徴」が開示されています。

安全衛生に関する数値

ESRS S1-14では、企業は「従業員の安全衛生」に関連する指標を開示することが求められており、83%の企業がこのセクションに関する情報を開示しています。ESRS S1パラグラフ88c項で要求されている「記録可能な事故の割合」に関する報告を分析したところ、以下のことが分かりました。

- 200社のうち48社(24%)は、これに関して重要な情報を開示していません。
- 2社(1%)が労働災害がゼロと報告しており、20社(10%)は100万時間当たり1件未満と報告しています。
- 80社(40%)は100万時間当たり1~5件と報告しており、27社(13.5%)は100万時間当たり5.1~10件と報告しています。
- 23社(11.5%)は100万時間当たり10件を超える労働災害を報告しており、その範囲は10~17,107件です。そのうち4社(2%)は5,000件超える労働災害を報告しています。
- 労働災害を報告している152社における平均労働災害発生率は、100万時間当たり5.7件です。
- 報告された労働災害の発生率は、100万時間当たり0.0件(医療セクター)から100万時間当たり58.9件(食品及び飲料セクター)までさまざまです。

図19:記録可能な労働災害率の分布

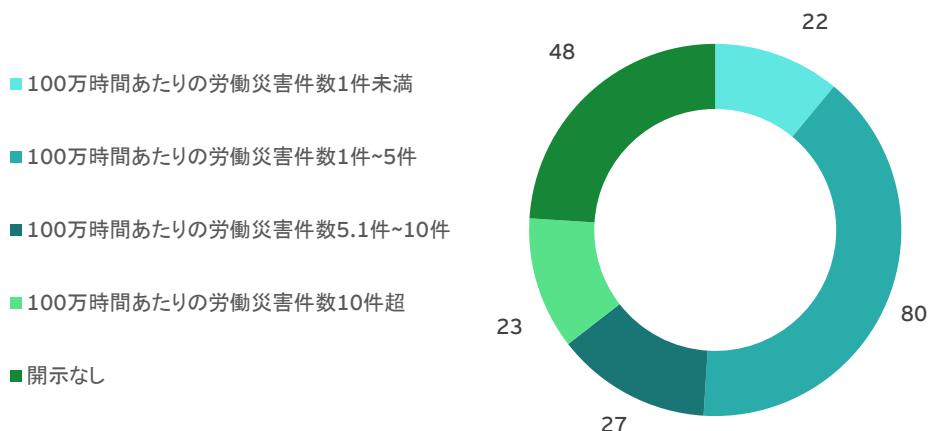


表3:記録可能な労働災害の平均発生率と業務上の傷病による死者数

SICS®セクター	略語	100万時間当たりの記録可能な労働災害の平均発生率	100万時間当たりの業務上の傷病による平均死者数
消費財	CG	10.0	0.2
採掘及び鉱物加工	EM	3.3	0.5
食品及び飲料	FB	16.6	1.0
金融	FS	3.8	0.1
医療	HC	3.6	0.2
インフラ	IS	3.4	1.0
再生可能資源及び代替エネルギー	RR	4.2	0.3
資源加工	RT	4.7	1.5
サービス	SC	10.9	4.0
技術及び通信	TC	2.9	0.9
輸送	TP	7.4	1.0
合計		5.7	0.9

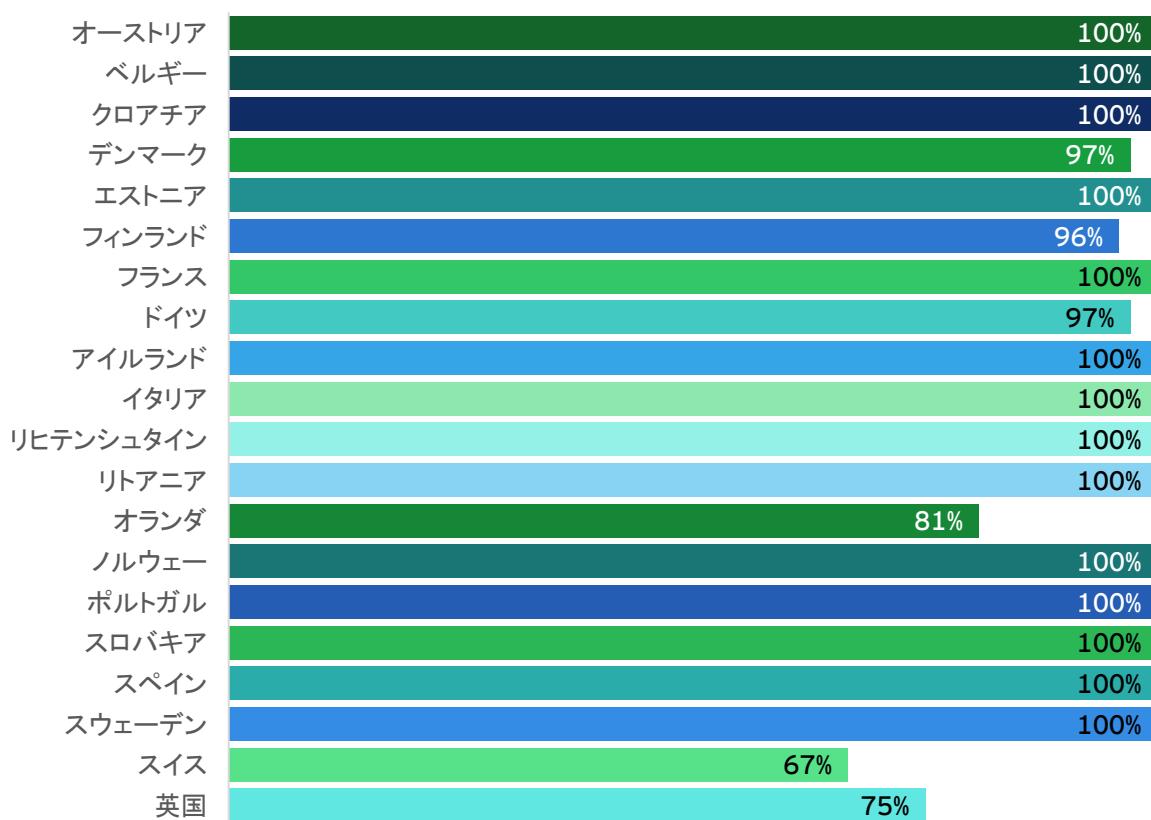
3.3.3 ESRS G1「企業行動」

本分析では、「企業行動」のトピックを重要性があると評価している企業は190社(95%)に上りました。11セクターのうち4セクターの10社はESRS G1について開示していませんでしたが、残りのセクターではすべての企業が開示していました。国別に見ると、オランダは他のEU域内諸国と比べると低いですが、EUまたはEEA加盟国に拠点を置く企業グループの81%が重要性があると評価しています。EU域外のスイス(67%)と英国(75%)に拠点を置く企業のみが、ESRS G1の開示が低い結果となっています。

図20:セクター別のG1「企業行動」のトピックの開示率

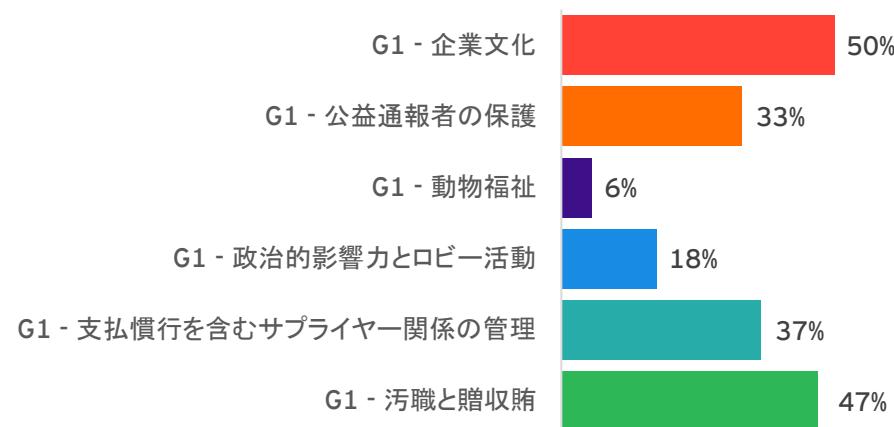


図21:国別のG1「企業行動」のトピックの開示率



DMAの結果に基づいて、報告されていない各サブトピックは重要性がないと判断されたものです。最も多く(190社中100社)報告されたサブトピックは「企業文化」ですが、食品・飲料セクターにおいてはわずか33%にとどまりました。最も少ない(190社のうち11社)サブトピックは「動物福祉」であり、すべての企業のわずか5.5%でした。これは、トピック別基準内のすべてのサブトピックの中で最も低い割合ではありませんが(最も低いのは「生体臓器および備蓄食品の汚染」であり、分析対象となった企業のうち1社が報告しています)、ESRS G1に関して報告している190社を考慮すると、依然としてかなり低い割合です。

図22:200社によって報告されたG1サブトピック(企業固有のトピックを除く)



企業行動における企業固有の事項は、54社(27%)によって取り上げられています。セクター別では、金融セクターは他のセクターとは異なっており、同セクターの14社がG1において企業固有の事項を最も多く報告しています。

ESRS G1「企業行動」は、ESRS 1で認められている段階的導入アプローチの対象ではありません。報告されたすべてのDRは、報告企業によって重要であると特定した以下のサブトピックに関連しています。

- G1-1 企業行動方針と企業文化
- G1-2 サプライヤー関係の管理
- G1-3 汚職と贈収賄の防止と摘発
- G1-4 確認された汚職と贈収賄事案
- G1-5 政治的影響力とロビー活動
- G1-6 支払慣行

G1について報告した企業190社のうち185社がG1-1「企業行動方針と企業文化」を開示している一方、G1-5「政治的影響力とロビー活動」に関する情報を開示しているのは半数未満(190社のうち76社)でした。G1-5が重要性があるとして分類される頻度は金融セクターが最も低く(平均26%)、一方、再生可能資源及び代替エネルギーセクターの企業はこのDRについて最も頻繁に報告しています(平均71%)

図23:対象となるESRS G1 DR

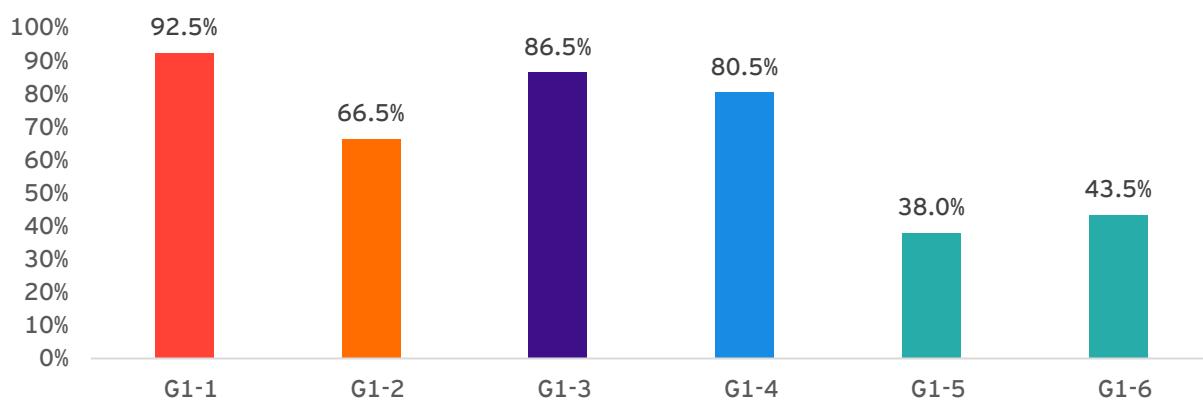
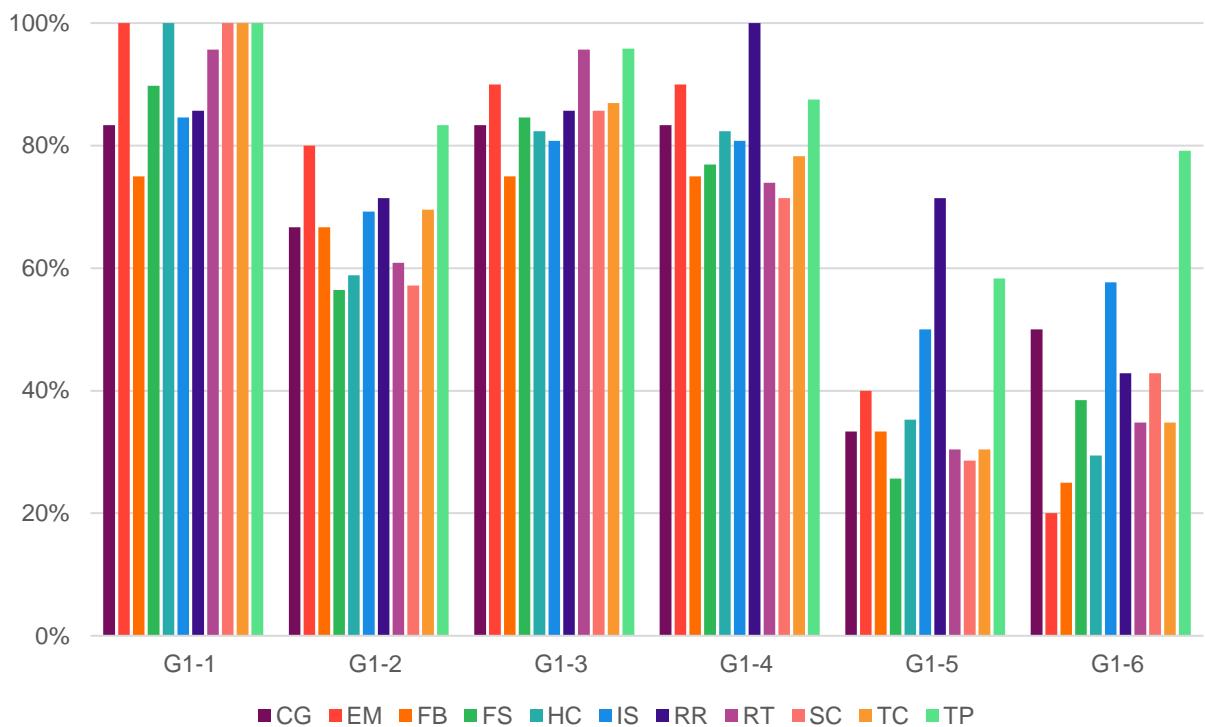


図24:複数のセクターにまたがるDR



ESRS G1の具体的な分析

ESRS G1報告には、「汚職と贈収賄の防止と摘発」、ならびに「政治的影響力とロビー活動」に関する要件が含まれています。

- 企業は、事業遂行上の理由からG1-3「汚職と贈収賄の防止と摘発」について報告しています。開示内容はさまざまです特定の理由の傾向を示すものではありませんが、多くの場合、事業遂行に伴うリスクの識別、実施している方針、そして講じられた措置では汚職と贈収賄の発生を完全に防止できることについて言及しています。
- G1-5「政治的影響力とロビー活動」について報告している企業は、風評リスクと関連付けてこれらの活動を評価したり、社会の形成に積極的に関与するなど、さまざまな理由を挙げています。ただし、多くの場合、G1-5「政治的影響力やロビー活動」は重要性がないと見なされているようです。しかしながら、本分析の結果一部の企業がG1-5の報告において、企業固有の事項を特定していることが分かりました。

4 サステナビリティ報告の保証

これまで、多くの企業において、自主的に報告したサステナビリティ情報に対し、保証提供者より限定的あるいは合理的保証を受けていました（非財務情報開示指令(NFRD)の国内法化により既に保証を義務付けていたEU加盟国を除く）。CSRDは、サステナビリティ報告書の品質を確保するため、マネジメントレポートの一部としてサステナビリティ報告に対する限定的保証の要件をEU加盟国に導入することを規定しています（ドイツおよびオーストリアを除く）。保証業務は、基本として報告企業の財務諸表監査を行う監査法人によって実施されます。ただし、CSRDは、加盟国に対して、報告企業が当該加盟国に所在し、またはその規制市場に上場している場合には、他の認定監査法人または監査法人以外の法人（独立した保証サービス提供者(IASP)）が報告企業に対して保証を提供することを許容する選択肢を付すことも認めています。

保証水準

分析対象企業全体では、限定的保証（89%）が主な保証形態であり、CSRDがまだ国内法化されていない国の企業では、自主的に限定的保証を受けています。分析対象となった企業の中には、個別の指標について合理的保証を受けている企業も11%あり、唯一の例外として、ドイツの金融セクターの企業（0.5%）で、サステナビリティ報告書全体について合理的保証を受けていました。ドイツ企業はCSRDの報告および保証が義務付けられていませんが、35%の企業が自主的にサステナビリティ報告の一部について合理的保証を受けています（図25で「ハイブリッド」と表記）。これに、ポルトガルが25%、イタリアが17%と続き、CSRDを国内法に組み込んだ国の中で最も高い割合となっています。セクター別では、資源加工セクターの5社（22%）とインフラセクターの5社（19%）も、サステナビリティ報告書の一部について合理的保証を受けており、続いて技術及び通信セクターと輸送セクターが各4社（17%）となっています。

比較情報

初年度における経過措置として前年度数値の報告は省略可能であり、開示が義務付けられていませんでした。27社（14%）は比較情報を開示していませんでしたが、173社（87%）は部分的な比較情報を開示し、そのうち48社（24%）は報告した数値について（部分的に）保証も受けています。保証提供者と報告企業は、前年度の数値について保証を受けたかどうかを明確に示しています。今後は、少なくともCSRDを国内法化した国におけるWave1の企業群において、比較情報は保証の対象となります。

独立した保証サービス提供者(IASP)

CSRDでは、EU加盟国に対し、IASPがESRSに基づく企業の開示に対してサステナビリティ保証を行うことを認める選択肢を伏すことを認めています。IASPが保証業務を実施したフランスの1社を除き、その他のサステナビリティ報告はすべて、企業の財務諸表監査人により保証がされました。

保証の結論

2025年3月末までに公表された報告書の分析対象のうち、保証の結論が限定付きの結論であった企業は2社（1%）のみでした。

8 CSRDを国内法制化した以下の国では、他の監査人がサステナビリティ保証を行うことが認められています：ベルギー、クロアチア、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、リヒテンシュタイン、ノルウェー。

9 CSRDを国内法制化した以下の国では、IASPがサステナビリティ保証を行うことが認められています：デンマーク、エストニア、フランス、ギリシャ、リトアニア、ノルウェー。

10 CSRDをまだ国内法制化していない国については脚注11を参照。

今後の方向性

自国の CSRD 施行法で義務付けられているかどうかに関わらず、すべての分析対象企業は報告書について保証を受けており、サステナビリティ報告書の保証は引き続き関心の高い分野であると言えます。欧州委員会は当初、限定的保証から開始し、その後(2028年10月に評価の上)合理的保証に移行する方向を示していましたが、欧州委員会のオムニバス法案を受けて計画が変更されました。この法案では、合理的保証への移行に関する欧州委員会の決定権を削除することを提言しています。ただし、限定的保証の要件は維持されます。EU が採択した事前に定められた一連の保証基準への言及はありません。その代わりに、2026 年までに対象を絞った保証ガイドラインを発行することを目指し、今後の基準の採択の可能性については言及を残しています。そのスケジュールはコミットされたものではありません。現在、サステナビリティ保証業務において最も広く使用されている基準は ISAE 3000(改訂)です。このサステナビリティ保証業務は、グローバルベースで2026 年 12 月 15 日以降に開始する報告期間から廃止され、ISSA 5000「サステナビリティ保証業務の一般的な要求事項」に置き換えられる予定です。ただし、2027 年以降の報告期間における CSRD 準拠のサステナビリティ報告にどの保証基準が適用されるかは、現時点では未定です。

図25:保証水準(国別)

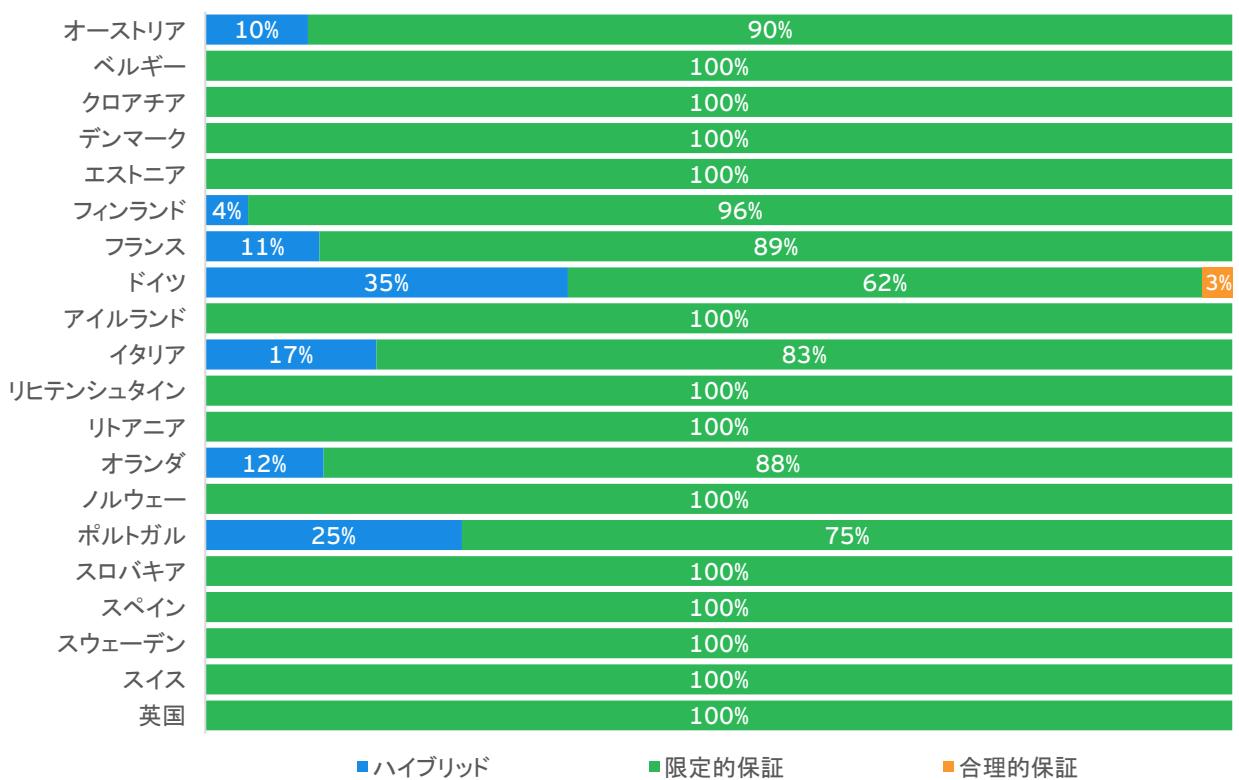


図26:保証水準(セクター別)





適用されたアプローチとメソドロジー

CSRDパロメーターの分析は、2025年初頭に公表された2024年度の企業のCSRDに準拠したサステナビリティ報告に基づいています。データの収集と評価は2025年3月末まで実施されました。そのため、分析対象は2025年3月28日までに公表された報告書の中からEYが選択した報告書です。

この分析では、EUおよびEEA域内のさまざまな規模の企業200社を対象としています。これには、ESRSに基づいて自主的に報告したスイスと英国の企業も含まれています。そのうち1社はスイスに本社がありますが、EU加盟国に上場しており、CSRDによって改正された透明性指令に基づき、サステナビリティ報告書の作成が義務付けられています。分析対象の大半(200社中191社)は上場企業(PIE)であり、残りはEUまたはEEA域内の非上場企業です。

分析対象は、2025年3月28日までにサステナビリティ報告が分析するにあたって利用可能であったという事実に基づき選択し、分析対象の数は多く確保することを意図しました。CSRDをすでに導入している国の中には、他の国と比較して代表性が低い国も含まれています。また、分析対象とした企業は、各国の資本市場における時価総額や主要な産業分野かどうかは考慮していません。分析対象となった企業が理解しやすいように、次ページ以降に分析対象に関する情報を記載しています。

国別の企業数の内訳

以下の表は、本社所在地に基づく各国の分析対象企業数の分布を示しています。

表4: 本社所在地に基づく分析対象企業数

本社所在国	地域	CSRDの国内法化 ¹¹	分析対象となった企業数		
			上場企業(PIE)	非上場企業(Non-PIE)	合計
オーストリア*	EU	いいえ	10	0	10
ベルギー	EU	はい	3	0	3
ブルガリア*	EU	法案段階	0	0	0
クロアチア	EU	はい	1	0	1
キプロス*	EU	いいえ	0	0	0
チェコ	EU	はい	0	0	0
デンマーク	EU	はい	31	3	34
エストニア	EU	はい	1	0	1
フィンランド	EU	はい	23	1	24
フランス	EU	はい	18	0	18
ドイツ*	EU	いいえ	34	0	34
ギリシャ	EU	はい	0	0	0
ハンガリー	EU	はい	0	0	0
アイスランド*	EEA	いいえ	0	0	0
アイルランド	EU	はい	3	0	3
イタリア	EU	はい	6	0	6
ラトビア	EU	はい	0	0	0
リヒテンシュタイン	EEA	はい	1	0	1
リトアニア	EU	はい	1	0	1
ルクセンブルク*	EU	いいえ	0	0	0
マルタ*	EU	いいえ	0	0	0
オランダ*	EU	いいえ	24	2	26
ノルウェー	EEA	はい	5	1	6
ポーランド	EU	はい	0	0	0
ポルトガル*	EU	いいえ	4	0	4
ルーマニア	EU	はい	0	0	4
スロバキア	EU	はい	1	0	1
スロベニア	EU	はい	0	0	0
スペイン*	EU	いいえ	14	0	14
スウェーデン*	EU	法案段階	4	2	6
スイス*	EU域外	該当なし	3**	0	3
英国*	EU域外	該当なし	4	0	4
合計			191	9	200

*CSRDをまだ国内法化していないが、ESRSを自主的に導入した国に本社を置く企業

**スイスに本社のある企業1社はデンマークで上場

CSRDはすべてのEU加盟国においてまだ国内法化されておらず、ESRSセット1の適用要件は現在、従業員数が500人以上のPIE(上場企業)にのみ必須となっています。これらのPIEは以前はNFRDに従って報告することが義務付けられていました(オムニバス法案 第1弾による変更の対象)。

そのため、分析対象には、2024年度のCSRDに準拠した報告を義務付けられた企業と、自主的に報告をした企業が含まれています。さらに、欧州委員会が2025年2月26日に発行したオムニバス法案第1弾には、CSRDの範囲に関する異なる提案が含まれています。この分析では、191社がEU域内の規制市場に上場しており、PIEとして分類されています。このPIEグループのうち、94社のみが各法域によってESRSに基づく報告を義務付けられています。残りの97社のPIEと9社の非上場企業(内5社はCSRD導入国に拠点を置いている)は、ESRSに従って作成されたサステナビリティ報告を自主的に行っています。

¹¹ 正式なCSRD国内法化(EU加盟国による発表)については、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/NIM/?uri=CELEX:32022L2464>をご参照ください。(2025年3月31日アクセス)

セクター別の企業数の内訳

セクター別の分析では、サステナビリティ会計基準審議会(SASB)¹²によって開発されたSICS®に基づいて企業をセクター別に分類しました。SICS®セクターにより分類された企業数は以下のとおりです。

表5: SICSセクター別の企業数

SICS®セクター	略語	上場企業 (PIE)	非上場企業 (Non-PIE)	合計
消費財	CG	12	0	12
採掘及び鉱物加工	EM	10	0	10
食品及び飲料	FB	12	0	12
金融	FS	35	4	39
医療	HC	17	0	17
インフラ	IS	24	2	26
再生可能資源及び代替エネルギー	RR	7	0	7
資源加工	RT	23	0	23
サービス	SC	7	0	7
技術及び通信	TC	22	1	23
輸送	TP	22	2	24
合計		191	9	200

表6: 国別およびSICSセクター別の企業数

国名	SICS®セクター												
	CG	EM	FB	FS	HC	IS	RR	RT	SC	TC	TP	合計	
オーストリア	2			2		1		3		1	1	10	
ベルギー			1		1					1		3	
クロアチア									1			1	
デンマーク	2		2	6	8	3	3	2	1	3	4	34	
エストニア			1									1	
フィンランド	2	1	1	2	1	3	3	5		4	2	24	
フランス	1	2	2	3	3	2		2		2	1	18	
ドイツ	3			2	3	5	1	8	1	3	8	34	
アイルランド	1			2								3	
イタリア				1	1	1		1			2	6	
リヒテンシュタイン				1								1	
リトアニア						1						1	
オランダ	1	1	3	6		5		2	2	3	3	26	
ノルウェー		2		2		1					1	6	
ポルトガル				1		2				1		4	
スロバキア				1								1	
スペイン	1	2		4		2			1	3	1	14	
スウェーデン				1	4					1		6	
スイス				1	1						1*	3	
英国	1			1					1		1	4	
合計	12	10	12	39	17	26	7	23	7	23	24	200	

*スイスに本社がある1社はデンマークで上場

¹² SICS®セクター・産業リストは、<https://sasb.ifrs.org/wp-content/uploads/2018/11/SICS-Industry-List.pdf>をご参照ください(2025年3月31日アクセス)

お問合せ窓口

EY 新日本有限責任監査法人

Climate Change and Sustainability Services,
Japan Non-Financial Reporting & Assurance

大熊 嵩平 *Shuhei Okuma*

Shuhei.Okuma@jp.ey.com

EYベルギー JBS (Japan Business Services)

馬場 翔太 *Shota Baba*

Shota.baba1@be.ey.com

EY | Building a better working world

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multidisciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2025 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

EYG no. 003831-25Gbl
ED None

2503-11747-CS

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice. Moreover, they should be seen in the context of the time they were made.

ey.com